

「緊急防災情報に関する調査委員会」(第2回)の議事概要について

平成16年 1月13日
内閣府
消防庁
気象庁

1. 調査委員会の概要

日時：平成16年1月13日(火)13:30~16:00

場所：「四季交楽 然」会議室ロイヤル

出席者：今村委員長、牛山、田中、清水、酒井、昆、渡邊、江口の各委員(敬称略)
内閣府、消防庁、気象庁 他

2. 議事概要

(1) 議事項目

1) 第1回委員会で提出された意見等への対応

2) 課題解決に向けた具体的方針に関する検討

- ・海外調査(ハワイにおける津波対策)報告(昆委員からの報告)
- ・国内調査(平成15年7月梅雨前線豪雨に関する防災対応)報告
- ・防災HPの有用性に関する評価方法(牛山委員からの報告)
- ・情報提供手段の有用性評価方針

3) 今後のスケジュール等

(2) 議事項目に沿って、事務局等から資料の説明がなされた後、討議が行われ、各委員から以下のような意見等が出された。

緊急防災情報については、防災関係機関や住民等に迅速かつ確実に伝達・理解されるように、簡潔な形で伝達することが有効である。

簡潔な緊急防災情報を、的確な避難行動等につなげるためには、住民等の間に日頃から自助を基本とした準備体制を形成するために防災意識を高めておくことが必要である。

緊急防災情報には限界があること、たとえば、災害の発生が空間的に局所的に起こりうる可能性があること、緊急防災情報が発表される前に災害が発生する可能性があること、さらには、緊急防災情報が発表されたからといって必ず災害が発生するものではない(自然現象予測と災害発生は必ずしも一対一対応していない)こと等を踏まえ、緊急防災情報のみに頼らない対応を併せて推進する必要がある。

地域の自主的な避難行動が円滑に実施される体制を確保するためには、現場で避難行動を誘導する地域防災リーダー等の判断を支援する情報を提供できる手段と体制を強化することが重要であるが、どのような内容をどのように伝えるか(たとえば、生データ等の1次

的な情報だけでなく、それをどのように解釈し判断につなげるかの支援情報も含めて提供する等)についてさらなる検討が必要である。

防災情報をインターネットを經由してホームページ等で提供することは有効な手段の1つであるが、情報提供者としてはユーザーの使いやすさ(誰を対象として情報を提供しているかを考慮した内容・構造等)に配慮する必要がある。また、情報が存在していること、その情報を使うことが有効であること等を知っていても使われていない場合があることに留意して、その利用促進のための方策を推進する必要がある。

災害時の情報提供に関して個々人の行動様式と情報提供手段に求めるべき性能の関係を明確にする評価手法は自助・共助・公助としてそれぞれどの程度まで実施すべきかを提示できる点で有効であるが、この評価手法がより有効に活用されるためには、実際の災害対応の事例を参照しつつ、どの点を優先的に解決すべきかと求めるべき対応を明確にするとともに、今後この調査の成果がどのように活用されるべきかを意識して整理することが必要である。

第3回委員会の開催は、3月11日(木)とする。

この件に関する問い合わせ先

(全体問い合わせ)

気象庁総務部企画課 調査官

井上 智夫 (TEL 03-3214-7902)
(FAX 03-3211-2032)

(個別問い合わせ)

内閣府地震・火山対策担当 参事官補佐

宮武 裕昭 (TEL 03-3501-5693)
(FAX 03-3501-5199)

消防庁防災情報室 課長補佐

細川 直史 (TEL 03-5253-7526)
(FAX 03-5253-7536)